

改正

平成26年3月31日告示第33号

平成27年3月31日告示第54号

平成28年3月31日告示第46号

袋井市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、袋井市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している袋井市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告画像で、広告を掲載する者が指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告を掲載する者の資格)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる者は、市税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(広告掲載の基準)

第4条 市ホームページに掲載することができる広告は、公共性及び公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適当なもの
- (10) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (11) 行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(広告のリンク先ホームページ)

第5条 広告リンク先のホームページが、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、市ホームページには、当該広告を掲載しない。

- (1) 前条の広告掲載の基準に適合しないもの
- (2) 市ホームページと類似するデザインを用いるなど、閲覧者が市ホームページの一部であるかのように混同するおそれのあるもの
- (3) 掲載されている事業が、閲覧者が市の事業であると誤解しやすい内容を含むもの
- (4) 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、この告示その他の市の定める広告に関する基準に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページからリンクすることが不適当なホームページであると市長が認めるもの

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、掲載位置及び掲載順序は、市が指定した場所とする。

2 広告を掲載する枠数は10枠以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦52ピクセル×横174ピクセル

- (2) 形式 GIF (透過GIF及びアニメーションGIFは不可) 又はJPEG
- (3) データ容量 15キロバイト以内
- 2 文字色と背景色の明度差は十分にとり、背景に模様のある画像又は写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- 3 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告表現上の禁止事項)

第8条 広告には、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) テキストボックス (あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)
 - (2) プルダウンメニュー (あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)
 - (3) ラジオボタン (あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの)
 - (4) 閲覧者に対してあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意志に反した動きをしたり、入力等何らかの操作ができること閲覧者に誤解させるおそれのあるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、広告には、市ホームページと類似する色調又は字体を使用するなど、市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがある表現を含んではならない。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、公募とし、広報ふくろい又は市ホームページに掲載すること等により広告掲載募集期間を定めて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、広告を掲載する者となりうるものへの案内により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第10条 市ホームページへ広告の掲載を希望する者 (以下「掲載希望者」という。) は、別に定める申込期日までに、袋井市ホームページ広告掲載申込書 (様式第1号) に次に掲げるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告のデザイン案 (電子データ及びそのデータを印刷したもの)
- (2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 市税の納入状況が確認できる書類
- (4) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 広告のデザイン案は、掲載希望者の責任で作成し、作成に係る費用は掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の審査及び決定)

第11条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、第4条に規定する基準により広告掲載の可否を審査するものとする。この場合において、掲載希望者が指定したリンク先のホームページの内容についても第5条の規定に基づき審査の対象とする。

2 市長は、前項の審査により、適当と認めるときは、広告の掲載を決定するものとする。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超過しているときは、次に定めるところにより決定するものとする。ただし、広告の掲載料を定めずに広告を掲載する場合は、この限りではない。

(1) 市内に事業所を有するものの広告

(2) 前号に該当する広告以外の広告

(3) 前2号の規定によっても決定することができないときは、掲載希望期間が長いものを優先し、掲載希望期間も同等の場合は抽選により決定する。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、袋井市ホームページ広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により、掲載希望者に通知するものとする。

4 市長は、第1項に規定する審査に当たり、第22条に規定する袋井市ホームページ広告審査委員会に諮るものとする。

(広告の掲載料)

第12条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠につき、1箇月当たり1万円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告の掲載期間)

第13条 広告の掲載期間は、掲載を始める月の1日から掲載を終わる月の末日までの1箇月を単位とし、3箇月から12箇月までの期間で掲載する。

(掲載料の納付)

第14条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、第12条に規定する掲載料を一括納付するものとする。

(掲載料の返還)

第15条 掲載料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 1日を超えて広告を掲載しているページが閲覧不能となったとき。

(3) その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により返還する掲載料は、次の算定方法により、日割りにより計算して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

算定方法

還付する掲載料＝月額掲載料÷その月の暦日数×閲覧不能日数

閲覧不能日数＝閲覧不能時間÷24

(広告の内容等の変更)

第16条 市長は、広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他市ホームページへの広告の掲載に関するすべての事項（以下「広告の内容等」という。）が第4条及び第5条に規定する広告掲載の基準等を満たさないと認めるときは、広告主に対して、その変更を求めるものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の14日前までに市長に申し出るものとする。

(広告デザインの変更)

第18条 広告主は、広告のデザインを変更しようとするときは、変更の14日前までに変更するデザイン案を市長に提出するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに、広告主から掲載料の納付がないとき。

(2) 広告主が広告の内容等の変更の求めに従わないとき又は広告の内容等が改善される見込みがないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告の掲載が不相当と市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告の掲載を一時停止したときは、袋井市ホームページ広告掲載取消（削除・一時停止）決定通知書（様式第3号）により、広告主に通知しなければならない。

(損害賠償)

第20条 市は、前条の規定により市ホームページ広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告の掲載を一時停止した場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(審査委員会の設置)

第22条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、袋井市ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 第11条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。
- (2) その他広告の掲載に関すること。

(委員会の組織)

第23条 委員会は、委員長及び委員8人以内で構成する。

- 2 委員長は、企画財政部長とし、委員は職員のうちから市長が任命する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の会議を招集するときは、あらかじめ審査に付すべき事項その他必要となる資料を委員に示さなければならない。
- 3 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(広告の審査)

第25条 審査の方法は集合審査により行う。ただし、委員長は、審査会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、審査会の会議に付議すべき事案について持回りにより審査させることができる。

- 2 委員長は、軽易な事案について審査会の会議に付議する必要がないと認めるときは、袋井市ホームページ広告審査担当係において審査させることによって審査に代えることができる。

(審査会の庶務)

第26条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第27条 この告示に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第33号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第54号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第10条関係)